

第1回「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」施設認定・登録部会 議事要旨

日 時：平成25年3月26日（火）18時05分～20時20分

場 所：日本産科婦人科学会事務局「会議室」

出席者（敬称略）

委員：久具 宏司、澤 倫太郎、榊原 秀也、高田 史男、丸山 英二

陪席：

日本医学会会長 高久 史麿

日本医学会臨床部会運営委員会「遺伝子・健康・社会」検討委員会委員長 福嶋 義光

日本産科婦人科学会副理事長・倫理委員会委員長 落合 和徳

<欠席：川目 裕委員>

議事：

福嶋日本医学会臨床部会運営委員会「遺伝子・健康・社会」検討委員会委員長の司会により、議事が開始された。

高久日本医学会会長よりご挨拶の後に、福嶋検討委員会委員長より「母体血を用いた出生前遺伝学的検査」に関する「日本産科婦人科学会指針」が策定された経緯、および日本医師会、日本医学会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会、日本人類遺伝学会の5団体による共同声明により今回の部会が設立、開催されるに至ったことが説明された。

次いで、委員の紹介を行い、互選により久具宏司委員を部会長に選出した。

以下、久具部会長の司会により議事が進行された。

母体血を用いた出生前遺伝学的検査の実施に関する「規則」を確認しながら、申請のあった15施設について審査を行った。

審査の中で問題点として、

- 1) 実施申請医師で小児科学会専門医有資格者の専門医番号の確認方法
- 2) 申請施設内倫理委員会の議事録が添付されていない施設があること
- 3) 遺伝カウンセリングの内容について記載が不十分な施設があることが挙げられた。

1) に関しては、申請書にある小児科学会専門医の番号をHP等で確認できないので、久具部会長から小児科学会会長宛に、正式な文書による小児科学会専門医番号照会の依頼をすることとなった。

2) および3) に関しては、今回は初めての申請で「施設認可申請」の申請方法の説明に不十分な点もあるので、倫理委員会の許可証が添付されていなかった新潟大学を除く14施設について、不足に関する書類を後日提出することを条件に認可した。

新潟大学には、不足する書類の提出を求め、提出書類確認後に認可することを久具部会長に一任することが了承された。

－審査結果 認可申請施設（計 15 施設）－

<認可>14 施設：

独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立病院機構 九州医療センター
横浜市立大学附属病院
名古屋市立大学病院
昭和大学病院
岩手医科大学附属病院
徳島大学病院
北海道大学病院
長崎大学病院
大阪大学医学部附属病院
藤田保健衛生大学病院
愛媛大学医学部附属病院周産母子センター
宮城県立こども病院
大阪市立総合医療センター

<照会>1 施設：

新潟大学医歯学総合病院総合周産期母子医療センター

審査終了後、以下の点について討議が行われた。

1) 認可施設の開示方法

4月1日に、日本医学会のHPにおいて「認可施設名」と「所在地」を公表することとなった。

2) 次回部会の開催時期

今後の申請状況を見ながら、3月27日以降に受領した申請分について4月下旬か5月上旬頃を目処に第2回の部会を開催し審査することとした。

3) 実施施設からの報告書の取り扱い

3か月ごとに各症例について報告される予定であるが、報告内容のまとめ方等について、また、一年ごとの年次報告様式7に盛り込む項目についても、次回の部会で検討することとなった。

以上で審議を終了し、20時20分に閉会となった。